

時間外労働 休日労働 に関する協定届

様式第9号（第16条第1項関係）

労働保険番号	1 3 1 0 7 2 5 0 6 7 9 0 0 0	郵便番号	8 0 1 0 9 0 5 0 0 2 2 5 6
法人番号			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
保健衛生業		公益財団法人世田谷区保健センター 世田谷区立保健センター		〒156-0043 東京都世田谷区松原6-37-10 (電話番号：03-6265-7441)		2022年6月1日から1年間					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
						4時間45分		45時間		360時間	
						同上		同上		同上	
						同上		同上		同上	
						同上		同上		同上	
						同上		同上		同上	
						同上		同上		同上	
						同上		同上		同上	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
	予算・決算統計資料等作成					8	土日祝日 12/29~1/3		1か月に4回	8:30~17:30	
	診療報酬請求					8	同上		同上	同上	
	健康増進事業事務・後処理					33	同上		同上	同上	
	医療検査後処理及び緊急検査					26	同上		同上	同上	
	研修					5	同上		1か月に2回	同上	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2022年5月20日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 医師課健康指導係長
氏名 田中 美穂



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（労働者代表選任書への署名・押印による）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

2022年5月23日

渋谷 労働基準監督署長殿

使用者 職名 理事長
氏名 松本 公平

